

(様式第2号)

平成29年度第6回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成30年1月17日(水) 13:00 ~ 15:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 島田 茂 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 亀若 浩幸 欠 席 大久保 規子 事 務 局 吉田課長, 古川係長, 矢代主事, 住野主事
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからオの審査請求の案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 非公開の決定
- (3) 議題

ア 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求(平成28年6月28日付け)について

イ 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求(平成28年9月15日付け)について

ウ 平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分に係る審

査請求（平成29年3月21日付け）について

エ 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求（平成29年6月23日付け）について

オ 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求（平成29年6月21日付け）について

カ 公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

キ 芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

ク その他

2 提出資料

データアカデミー事業資料

3 審議経過

開会

(1) 平成28年5月17日付け芦総課第617号公文書不存在決定処分に係る審査請求（平成28年6月28日付け）について

ア 継続審議とした

(2) 平成28年7月20日付け芦都住第571-2号公文書部分公開決定処分に係る審査請求（平成28年9月15日付け）について

ア 継続審議とした。

(3) 平成29年3月14日付け芦水管第A114号個人情報部分開示決定処分に係る審査請求（平成29年3月21日付け）について

ア 事務局より説明を行った。

イ 芦屋市長が部分開示決定とした範囲は妥当ではなく、一部開示すべきであるとの結論を得た。

ウ 本日の審査会をもって審議を終了し、会長による答申案の最終確認後答申することとする。

(4) 平成29年4月12日付け芦固審発第5-1号公文書不存在決定に係る審査請求（平成29年6月23日付け）について

ア 継続審議とした。

- (5) 平成29年4月13日付け芦会第39号公文書部分公開決定に係る審査請求（平成29年6月21日付け）について

ア 継続審議とした。

- (6) 公用車のドライブレコーダー設置に伴う個人情報の取り扱いについて

事務局 【事務局 事案説明】

公用車に設置しているドライブレコーダーについて、個人情報の収集及び外部提供の2点について御審議をお願いします。

後程、公用車の管理をしております用地管財課から意見聴取を行いますので、私からは簡単に御説明させていただきます。

近年、公用車事故が増えてきているということもあり、事故が起こった時の過失割合や責任の明確化を図るということ、また、職員の安全運転への意識向上及びマナーやモラルを改善するという目的から、公用車にドライブレコーダーを順次設置することになりました。

平成25年度に1台の公用車にドライブレコーダーを試験的に設置し、26年度以降は新車を購入する度に設置している状況です。

平成29年末時点で公用車134台中49台に設置しており、これは公用車全体に対して36.6%の割合を占めています。内訳は、ごみ収集車が13台、救急車が4台、その他32台です。今後は、購入する車両全てにドライブレコーダーを設置する予定です。

続いて、記録する情報及び保存方法について御説明します。

通常のドライブレコーダー同様、基本的には運転中の前方を中心とした映像情報及び車内を中心とした音声情報並びにGPSにより得た車両の位置情報を記録します。

ただし、ごみ収集車やパッカー車等については後方の映像も記録し、また、消防車等の特殊車両については複数方向を記録します。

保存については、公用車内に常時設置しているドライブレコーダーにSDカードを装着し、そのSDカードにデータを蓄積する方法で行います。機種によって最大の記録時間は異なりますが、大体の機種で8時間程度記録することが可能です。エンジンをかけている間は記録され続け、蓄積されたデータは、最大の記録時間に達すると上書きされる仕組みになっています。

また、ドライブレコーダーの記録データを公用車外に持ち出しすることは禁じられており、データの取り扱いは公用車を所有する課の管理責任者である課長と課長が指名した操作取扱者のみが行い、他の者には取り扱いをさせないこととしています。

御審議いただく内容でもある、記録データの閲覧や外部提供等については、個人情報保護条例と新規に制定する「芦屋市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運営に関する要綱」に基づき行います。

事故が発生した場合、状況確認や原因を調査するために事故の相手方と芦屋市の双方で記録データを閲覧します。

また、捜査機関からデータの提出を求められた場合には、外部提供を行う予定です。

なお、記録映像に第三者の顔や車のナンバープレート等が映っている場合には、画像にモザイク加工を施した上で閲覧や外部提供を行います。また、用地管財課は全国市有物件災害共済会への提供も考えているようですが、その場合は記録映像にはモザイク加工をせず提供し、市有物件共済が加工を行うようです。事案の説明は以上です。

《用地管財課長 入室》

【実施機関 事案説明】

用地管財課長

平成29年度、本市では公用車事故が13件発生しており、年々増加傾向にあることから、交通事故に対する責任の明確化及び事故処理の迅速化並びに職員の意識、マナー及びモラルの向上を図るために、平成25年度から公用車にドライブレコーダーを設置しています。

平成25年度に初めて設置したドライブレコーダーは、急ブレーキをかけた時や車両に衝撃があった時のみ作動し、映像データのみ記録するタイプでしたが、近年設置しているドライブレコーダーは、エンジンのオン・オフに連動しているので、エンジンをかけている間中録画し続けることが可能で、車内の音声データや、GPSと連動して車両の位置情報等もデータとして記録できるようになっています。走行中には、車のナンバーや歩行者等、個人情報を映像として記録することになりますので、個人情報を収集することの妥当性について御審議くださいますようお願いいたします。

次に、収集した映像データ等の外部提供、閲覧について御説明させていただきます。

警察からデータの提供を求められた場合には、個人情報保護条例第14条の規程に基づき、捜査関係事項照会書において根拠や目的等の明記を求め、データを提供します。

実際、尼崎市では警察と協定を結び、市バスやごみ収集車に設置しているドライブレコーダーのデータを街頭犯罪捜査のために提供しています。兵庫県阪神南県民局も道路パトロール車60台にドライブレコーダーを設置し、走る防犯カメラとして街頭犯罪捜査に協力しているようです。

また、事故の相手方や公用車の目の前で起こった交通事故の当事者から開示請求がなされた場合には、顔写真やその他の情報と照合し、開示請求者本人の情報であるかどうかを慎重に確認した上で開示請求を受け付けます。

【質疑】

委員 諮問書2(4)において、ドライブレコーダーからデータを取り出し、取り扱うことができる方が示されているが、この方たちはどういう場合にどういう目的でデータを利用することができるのか。

用地管財課長 要綱第8条に事故等に係る情報収集、分析及び原因究明並びに職員への研修及び指導をする場合に利用できると規定しています。

【主な意見】

委員 ドライブレコーダーの映像を収集する本来の目的は「交通事故等に係る情報収集、分析及び原因究明」であり、行政内部の研修にデータを利用することは、あくまでも二次的な利用方法である。市は、個人の同意を得ずにドライブレコーダーにより無差別に個人情報を収集しているため、本人の同意を得たり、法令等の規定に基づいたりして収集している個人情報等よりも更に厳重な取り扱いをし、使用用途を限定する旨記載が必要である。「収集したデータについては、原則、本来の目的以外では利用しない」と、諮問書にも記載し、目的を明確化した方がよい。

【質疑】

委員 他市では警察から刑事訴訟法第197条第2項による照会があった場合に映像データを提供して犯罪捜査に利用しているとのことだが、芦屋市では警察や弁護士からの照会に対応するのか。

用地管財課長 警察からの照会の場合は、日時や事件の種類等を捜査関係事項照会書で確認した上で、弁護士の場合は、状況や委任関係を確認した上で照会に応じることとなります。

なお、外部提供の部分については、「芦屋市防犯カメラの設置及び管理に関する規則」と内容を合わせ、要綱に記載する予定です。

【主な意見】

委員 職員向けの研修では、個人情報部分をマスクする等の加工したデータを扱うことになると思うが、原則として加工を禁ずる旨の記載も必要である。

諮問書の2(4)でデータを複製する必要がある場合について、複製した場合は速やかに消去する旨記載があるが、要綱にはその旨の記載がない。

また、要綱第6条第3項で「要綱第6条第1項のただし書に規定する場合を除き、複製してはならない」とあるが、複製後の取り扱いについての記載がない。

個人情報保護の観点から、本来の目的のために使うにしても、「複製目的を達した後は、速やかに複製したデータを消去する」という文言は要綱第6条に追加した方が良い。また、要綱第7条には保存期間は3ヶ月とする旨規定しているが、諮問書の2(4)に書いている内容と矛盾している。内部研修のために使用するのか、交通事故の後の訴訟で使用するのか、データを何のために使うかによって、複製する目的、保存すべきまたは破棄すべき期限が違ってくるので、本来の目的のための取り扱いや保存期間、またはそれ以外の目的のための取り扱いや保存期間を分けて決めておく方が良い。

島田会長 実施機関は要綱案について、今回の意見を参考に法制担当と調整の上、要綱案の内容を再度検討するよう実施機関に依頼し、それができた段階で、当審査会で検討しましょう。

(7) 芦屋市図書館システムに係る要配慮個人情報の取り扱いについて

事務局

議題7は、図書館からの諮問です。

図書館では、統計データの収集のため、年代、性別、本の種類等の情報について貸出履歴や利用履歴を基にシステム内にデータを保管しています。

貸出履歴や利用履歴は思想・信条に関する情報であり、個人情報保護条例第7条第3項の要配慮個人情報に該当するため、収集の継続の可否について御審議をお願いします。

なお、貸出履歴については、個人名と書籍名が直接紐付かないようにデータテーブルを分けており、誰がどの本を借りたかということについては、一つのデータからは分からない状態で保管しています。

続いて御審議いただきたい二点目の内容ですが、貸出履歴を収集・利用して、図書館サービスを継続することの可否について御審議願います。

市民の方からどの本を読んだか忘れたから教えてほしいという要望があったため、平成30年1月4日から新システムで、ウェブ上での個人ページにおいて自身の貸出履歴を見ることができるというような仕組みを取り入れております。本人から同意は取っているものの、思想信条に関わる本の貸出履歴を収集・利用し、それを閲覧するというサービスを継続してよいかという点が今回御審議いただきたいポイントです。

説明は以上です。

《図書館長 入室》

図書館長

図書館では、芦屋市図書館設置条例第1条に基づき、図書館サービスを行う上で収集した個人情報については、「図書館の自由に関する宣言」に基づき慎重に取り扱ってきました。「図書館の自由に関する宣言」は、昭和29年、日本図書館協会によって採択された図書館の任務及び図書館職員の基本的な姿勢を示したものです。

同宣言には、「第3 図書館は利用者の秘密を守り」とあり、利用者のプライバシー保護について取り上げています。芦屋市図書館においても、利用者の個人情報を厳重に取り扱っており、業務マニュアルやシステム管理に反映していません。貸出履歴については、統計作成上の必要性から図書情報と利用者情報を切り分けて保管しています。

また、平成30年1月4日から導入した新しい図書館システムでは、利用者の要望を反映させ、貸出履歴を利用したサービスを取り入れています。これは自分が借りた本を検索できるシステムで、ウェブ上の個人ページに本人がログインをしなければ図書館職員であっても履歴を見ることができない仕組みになっています。

サービスの利用にあたっては、貸出履歴保存利用規約で利用目的と運用についてホームページ上に掲示しています。

以上、貸出履歴の収集を継続すること及び本人同意の下、貸出履歴を閲覧できるサービスの提供を行うことの二点について、諮問させていただきます。

【質疑】

委員 どのようにデータの紐づけを外す工夫をしているのか。

図書館長 元々データを保管する時に、いつ誰がどういう本を借りたかという情報ではなく、①誰がいつ利用したか、②どういう本がいつ借りたか、という情報を別々に保管しており、基本的にはデータを分割し、同じ場所に保管しないようにしています。

個人については、個人に振っている個人のカードの番号のみを保管します。その番号を通して、いつ、どういう本を借りたかという情報を紐づけしていきま

す。あくまでも個人を特定できない範囲でしかデータを使用していません。また、1月4日から導入しております新しい図書館システムにおける新サービスにおいても、本人から自身の貸出履歴の閲覧希望があった時点以降のみの情報を閲覧できるようにするものであり、申し出前の貸出履歴については一切紐づけを行いません。

【質疑】

委員 バラバラに保管している情報から、どのように統計データを作るのか。

図書館長 個人については、個人カードの番号のみを保管し、番号を通じていつどのような本を借りたか紐づけしていきます。ある本をいつ誰が借りたかというデータは取っておらず、統計データ作成に必要な図書館を利用する年代や性別等の情

報を保管しています。

今後は利用者の方へ説明するためのプライバシーポリシーを作成する予定です。

【質疑】

委員 窓口で市民の方が「私が以前この本を借りたことがあるかどうか調べてほしい。」と言われた場合、職員はシステムを利用して検索できるのか。

図書館長 職員であっても見ることはできません。ただし、貸出中の本については管理をしておかなければならないので、返却されていない本については調べることができます。

島田会長 次回はプライバシーポリシーの準備もお願いします。次回再度審議を行いまし
よう。

(8) その他

事務局

データアカデミー研修事業の御報告をさせていただきます。

地域におけるビッグデータ利活用の推進をしようということで、実証実験に全国で何市か選ばれています。データアカデミーとは、データの利活用の研修のことです。庁内データを有効に利活用し、政策立案や業務改革に活かすことを目的に研修をしております。

庁内データの分析ということで、庁内の様々な所管の職員が集まり、2つのテーマに絞ってデータ分析をしながら考えるという内容の研修を予定しております。

その研修には、実際のデータを使うことを予定していますが、所管課は氏名、漢字、生年月日等の個人情報をもろくろ消した状態で情報を提供します。住所については、町名以降は全て消し、年齢についても年齢区分を5歳刻みにして出します。要するに、何町に住んでいる、何歳くらいの方が、男性又は女性がこういう医療機関にどういう理由でどれくらいの頻度で通っているという統計データに処理してから研修資料として提供するということになっています。

実証実験なので、今後研修資料も含めて、総務省が対外的に全国に公開する資料として一般公開されるおそれがあります。ですから、個人が特定されないよう気を遣って、個人情報削除してから運用していきたいと考えております。

報告は以上です。

閉会